

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業
(太平洋の海域)の告示案について

1. 告示の趣旨

中型さけ・ます流し網漁業(太平洋の海域)は、許可の有効期限が平成23年4月30日に満了するため、新たに許可を行うに当たり、漁業法第58条第1項の規定に基づき、許可又は起業の認可をすべき隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて告示するものである。

また、当該漁業は国際交渉の結果によって操業の内容が大きく左右されることから、許可の有効期間を通常5年間より短い期間で定めるものである。

2. 告示の内容

(1) ①から③に示す船舶の総トン数、操業区域及び操業期間の区分において、許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数は49隻とする。

①船舶の総トン数別の区分

ア 旧トン数適用船舶であって30トン以上200トン未満のもの

イ 旧トン数適用船舶以外の船舶であって30トン以上200トン未満のもの

②操業区域

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第1条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域

③操業期間

平成23年5月1日から同年7月31日まで

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間は平成23年3月下旬(告示日)から平成24年4月22日までとする。

※ 本漁業は、ロシア200海里水域内に入域して操業するものであるため、ロシア側の我が国割当の有無を確認した後(3月中旬以降)に公示する必要があるが、操業開始が5月1日からであるため、通常公示期間である3ヶ月間よりも短い期間(3週間程度)とする。

(3) 許可の有効期間は平成23年5月1日から平成24年4月30日までとする。